

甲州市農村公園設置及び管理条例

(設置)

第1条 農村地域における住民児童の遊び場、憩いの場及びコミュニティ活動の場を確保し、地域住民相互の交流促進をはかり、明るく住みよい農村の建設と環境保全に寄与するために甲州市農村公園(ため池を含む)(以下「公園」という。)を設置する。

(趣旨)

第2条 この条例は、甲州市農村公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(公園の名称、位置及び面積)

第3条 公園の名称、位置及び面積は、別表のとおりとする。

(行為の禁止)

第4条 農村公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園施設及び設備(以下「施設等」という。)を損傷し、滅失し、若しくは汚損し、又は施設等の形質を変更すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又は損傷すること。
- (3) ごみの投げ捨てその他不衛生な行為をすること。
- (4) 張り紙、公告物等をはり、又は掲げること。
- (5) 鳥獣類及び魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 貯水池に薬品、劇物等を投げ込まないこと。
- (7) 柵を越えて、貯水池内に入ってはならない。
- (8) 貯水池内に許可なく、魚類を放流しないこと。
- (9) その他他人に迷惑を及ぼし、又は善良の風俗を乱す行為をすること。

(行為の制限)

第5条 農村公園において次に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

- (1) 物品の販売、募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映像を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、集会その他これに類する催しのため、公園の全部又は一部を独占利用すること。
- (5) 花火、バーベキュー等の火気を使用すること。
- (6) 貯水及び流水をむやみに取水すること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が甲州の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。

3 市長は、第1項の許可に農村公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、農村公園の保全のために必要があると認めるときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。

(許可の取り消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定により行った許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者。
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者。
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者。

2 市長は、次の各号のいずれか該当する場合においては、この条例の規定による許可をうけた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 農村公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 農村公園の保全又は公衆の利用に著しい支障が生じた場合。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合。

(損害の賠償)

第8条 故意又は過失により施設等を破損し、滅失し、又は汚損した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条の規定に違反して同条各号のいずれかに掲げる行為をした者。
- (2) 第5条第1項の規定に違反した同項各号のいずれかに掲げる行為をした者。
- (3) 第7条の規定による市長の命令に違反した者。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成21年 月 日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

施 設	名 称	位 置	面積(ha)
農村公園	小佐手水辺公園	甲州市勝沼町小佐手 2200 番地	0.954ha
	牛奥みはらしの丘	甲州市塩山牛奥 5083 番地 1	0.304ha